

第二十六号

興行場法施行条例の一部改正について

興行場法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

興行場法施行条例の一部を改正する条例

興行場法施行条例（昭和五十九年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「入場者が利用しやすい適当な」を「施設の出入口から極力離れた」に改め、同条第七号中「附近」を「付近」に改める。

第五条中「客席に流入しない」を「喫煙室の外に流れ出ない」に改める。

第六条第一号中「附近」を「付近」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 各階における便所（第一号ただし書の規定に該当する場合を含む。）の便器の数は、次の要件を備えること。

イ 男性用便器及び女性用便器の数は、興行場の業種、規模及び用途並びに男女別の入場者数等を考慮し、それらを適切に反映したものとするとともに、特に混雑が予想される施設においては、できる限り待ち時間の男女均等化が図られるよう努めること。

ロ 男性用便器及び女性用便器の数の合計数は、次の表の各号の上欄に掲げる客席の床面積（第一号ただし書の規定に該当する場合にあつては、入場者の便所ごとの利用状況に応じ、各階の客席の床面積を便所ごとに配分したときの便所ごとの客席の床面積。以下この号ロにおいて同じ。）の区分に応じ、当該各号の下欄に掲げる数以上であること。

一 三百平方メートル以下の場合	客席の床面積十五平方メートルにつき一として計算した数
二 三百平方メートルを超え六百平方メートル以下の場合	二十に三百平方メートルを超える客席の床面積二十平方メートルにつき一として計算した数を加算した数
三 六百平方メートルを超え九百平方メートル以下の場合	三十五に六百平方メートルを超える客席の床面積三十平方メートルにつき一として計算した数を加算した数

四 九百平方メートルを超える場合

四十五に九百平方メートルを超える客席の床面積六十平方メートルにつき一として計算した数を加算した数

ハ 男性用の大便器の数は、男性用の小便器の数を五で除して得た数以上であること。

第六条第七号を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に法第二条第一項の許可を受けて興行場を経営している者がその営業の用に供している施設及び現に申請がなされている同項の許可に係る興行場の営業に供する施設については、当該施設の改築又は増築が行われるまでの間は、改正後の第三条第三号、第五条及び第六条第六号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

興行場の公衆衛生上講すべき措置について、暮らしの質の向上のための取組の必要性等に鑑み、興行場における喫煙室及び便所の構造設備の基準について所要の改正を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。